

「建築基本法（仮称）」に対するイメージ

1. 基本的な考え方

- 安全・安心で、住みやすい性能の高い建築物を創ることができる建築法体系を構成するにあたっての platform として位置付ける。

2. 現建築基準法（体系）の問題点

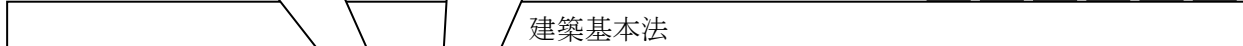
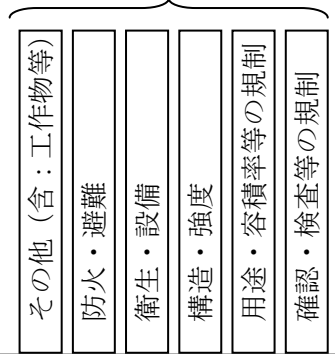
- 「市街地建築物法」に基をおき、現建築基準法（昭和25年）制定以来、60余年を経て法令体系が複雑化し、新しい設計法、工法、材料、設備装置等の出現、変動する社会システムに対して迅速、適切な対応がとれない状況になっている。
- 現行基準法を構成している規定内容の分類（私見：順不同）
 - 確認・検査・報告等の手続き関係
 - 構造・強度等の安全性
 - 衛生・設備等の安全性
 - 防火・避難等の安全性
 - 用途・容積率・建ぺい率等の規制関係
 - 建築協定・建築審査会等の紛争に係わる手続き関係
 - その他（工作物の規定等その他）

3. 建築基本法に対するイメージ

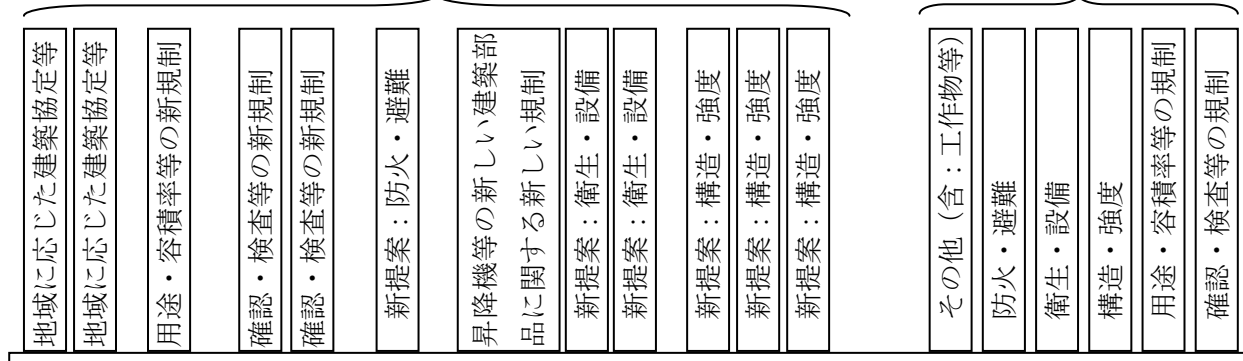
現行建築基準法体系を分割。分割の際、必要最小規定として位置付け、規定内容の徹底したスリム化をはかる。

施主と設計者が合意をした上で、より高い性能を有する建築物を計画・設計するルートとして（最低+α）の性能を付与する規定／基準を建築基準法（その1）～（その...）に並列して設ける。

国（国交省）が制定するに加え、職能団体を含む学協会による提案（設計法、規制案）を国（国交省）が endorse して建築基準法令に積極的に取りこむ。Endorse する実行態勢は、国総研が実態的に審査・評価する。



現行基準法体系を分割した部分
 建築基準法 その1
 建築基準法 その2
 建築基準法



設計者は、(共通) platform 上の上のっている規定／規制を組み合わせる建物計画・設計する。